

引取業・フロン類回収業登録申請時の提出書類等及び留意事項について

提出書類		
	引取業	フロン類回収業
1	登録申請書 引取業の場合：様式第一（第四十六条関係） フロン類回収業の場合：様式第三（第五十条関係）	
2	本人確認書類 法人の場合：登記事項証明書 個人の場合：住民票（本籍の記載のあるものに限る。）	
3	欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）	
4	フロン類を確認する体制を説明する書類 （下記のいずれか） ・自動車整備士の資格証の写し ・中古自動車査定士の資格証の写し ・確認のための適切な方法の書類 （ダウンロード可能）	フロン類回収設備の所有権（又は使用権限）を証する書類 ・フロン類回収設備を所有している場合 （下記のいずれかの写し） ◇ 販売証明書 ◇ 納品書 ◇ 購入契約書 ◇ 領収書 ・フロン類回収設備を所有していない場合 （下記のいずれかの写し） ◇ 貸主の所有権を証する書類 ◇ 借用契約書 ◇ 管理要領書 ◇ 共同使用規定書
5		フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類（下記のいずれかの写し） ◇ 仕様書 ◇ カタログ ◇ 取扱説明書

※ 申請用紙等は以下のアドレスでダウンロードできます。

https://sanpai.city.kyoto.lg.jp/trader_information/car_recycle/hikitori_kaisyuu/

留意事項

1 申請書の記載について

- (1) 事業場（京都市内に限る。）が複数ある場合は別紙に記載してください。
- (2) 法人の場合、「役員の氏名・役職名」は登記簿上の役員を全て記入してください。
- (3) 法人の場合、代表権のない支店長等の名義での申請はできません。

2 登記事項証明書及び住民票は、発行から3か月以内の原本に限ります。

3 申請書は正本1部提出してください。申請者控えが必要な場合、別に1部御用意ください。

- 4 手数料は次のとおりです。なお、申請者、役員、法定代理人に欠格要件に該当する者がいる場合、登録は受けられません。この場合でも申請手数料は返還されませんので、あらかじめ御承知おきください。

	新規登録	更新登録
引取業申請手数料	4, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
フロン類回収業申請手数料	6, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

申請手数料は、申請時に窓口にてお渡しする納付書により、金融機関でお振込みいただきます。

ただし、以下に示す申請の場合は、当日窓口にて納付書をお渡しすることができず、後日交付となりますので、あらかじめ御承知おきください。後日交付となる納付書の郵送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を申請時に御準備ください。

- ・ 郵送での申請
- ・ 3 日前までに事前相談がない窓口申請

納付後、お手元に領収書が残りますので、そのコピーを FAX 又はメール等で御提出ください。

- 5 手続完了後に登録通知書を交付します。

登録通知書の郵送を希望される方は切手を貼った返信用封筒を申請時に御準備ください。

(上記 3 の納付書の郵送も希望される方は合計 2 通必要になります。)

- 6 申請場所

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 7 メール : hic@city.kyoto.lg.jp

FAX : 0 7 5 - 2 2 1 - 6 5 5 0

- 7 「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」への登録について

引取業者、フロン類回収業者の方は、業を行うための自治体への登録とは別に、電子マニフェストによる報告、リサイクル料金の収納業務やフロン回収料金の支払い等のために、自動車リサイクルシステムへ事業者登録しなければなりません。

事業者登録の申込の添付資料として、手続き終了後に本市から送付する「引取業登録通知書」もしくは「フロン類回収業登録通知書」の写しが必要となりますので御注意ください。

詳細については、「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」(TEL 050-3786-8822)にお問合わせください。

- 8 登録更新について

自動車リサイクル法における、引取業・フロン類回収業の自治体登録は 5 年毎に更新が必要です。事業を継続する場合、本市で登録更新後、自動車リサイクルシステムでの登録更新も必要となります。